

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定に基づき、公示する。

令和3年4月16日

静岡県知事 川勝平太

1 日時、場所及び免許の種類

日 時	試 験 会 場	所 在 地	免許の種類
【第1回】 令和3年8月22日（日） 午前9時	東部総合庁舎	沼津市高島本町1-3	わな猟
	中遠総合庁舎	磐田市見付3599-4	
	静岡総合庁舎	静岡市駿河区有明町2-20	網猟 わな猟
	富士総合庁舎	富士市本市場441-1	第一種銃猟 第二種銃猟
	藤枝総合庁舎	藤枝市瀬戸新屋362-1	
	北遠総合庁舎	浜松市天竜区二俣町鹿島559	
【第2回】 令和4年2月20日（日） 午前9時	コンベンションぬまづ	沼津市大手町1-1-4	わな猟
	静岡総合庁舎	静岡市駿河区有明町2-20	
	中遠総合庁舎	磐田市見付3599-4	
	富士総合庁舎	富士市本市場441-1	第一種銃猟 第二種銃猟
	藤枝総合庁舎	藤枝市瀬戸新屋362-1	
	北遠総合庁舎	浜松市天竜区二俣町鹿島559	

2 申請書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

区 分	提 出 期 間
第1回試験	令和3年6月21日（月）から令和3年7月21日（水）まで
第2回試験	令和3年12月20日（月）から令和4年1月21日（金）まで

(2) 提出先

申請者の住所地を管轄する農林事務所森林整備課（天竜農林局を除く。）

3 申請のできる者

静岡県内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟及び第二種銃猟にあっては20歳に、それぞれ満たない者（法第40条第1号）
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者（法第40条第2号）
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者（法第40条第3号）
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、若しくは著しく低い者（前

3号に該当する者を除く。) (法第40条第4号)

- (5) 法若しくは法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (法第40条第5号)
- (6) 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者 (法第40条第6号)
- (7) 過去に不正な手段により狩猟免許試験を受け、又は受けようとし、試験を受けることを停止され又は合格の決定を取り消されて、3年以内の期間の狩猟免許試験受験禁止処分を受け、その狩猟免許試験受験禁止期間を経過していない者 (法第50条第3項)

4 試験の内容

- (1) 知識試験 (法令、猟具、鳥獣、鳥獣の保護及び管理)
- (2) 適性試験 (視力、聴力、運動能力)
- (3) 技能試験 (猟具の取扱い、鳥獣の判別等)

5 申請手数料

- (1) 法第49条第1号に該当する一部免除者 3,900円
- (2) (1)以外の者 5,200円

6 申請の方法

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- (3) 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (4) 申請手数料額の静岡県収入証紙 (狩猟免許申請書に貼り付けること。)
- (5) 郵便切手 (84円) を貼り、宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒を添えること。

7 合格発表

合格発表は狩猟免状の発送をもって代える。

8 その他

- (1) 県は、申請者について、適格性を審査の上、適格者には受験票を交付する。
- (2) 試験開始時間に遅れた者は、受験を認めない。
- (3) 法第43条の規定により、試験の合格者に対して狩猟免状を交付する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、試験会場を変更する場合がある。
- (5) 東部総合庁舎及び中遠総合庁舎の第1回試験については、会場収容可能数に達した場合、その翌日以降の申請者は静岡総合庁舎での受験となる。